

Q5 裁判員になるために、資格はいるのですか？



A 衆議院議員の選挙権を有する人（20歳以上）であれば、原則として、誰でもなることができます。ただし、次のような人は、裁判員になることができません。

1 欠格事由

- 義務教育を終了していない人（義務教育を終了した人と同等以上の学識のある人は除きます。）
- 禁錮以上の刑に処せられた人
- 心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障のある人 など

3 事件に関連する不適格事由

- 審理する事件の被告人又は被害者本人、その親族、同居人 など

2 就職禁止事由

- 国会議員、国務大臣、国の行政機関の幹部職員
- 司法関係者（裁判官、検察官、弁護士等）、警察官
- 都道府県知事及び市町村長（特別区長も含む）
- 自衛官 など

4 その他の不適格事由

裁判所が不公平な裁判をするおそれがあると認めた人

Q6 裁判員は法律のことを知らなくても大丈夫ですか？

A 裁判員は、法廷で聞いた証人の証言などの証拠に基づいて、他の裁判員や裁判官とともに行う評議を通じ、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを判断します。例えば、目撃者の証言などに基づいて、被告人が被害者をナイフで刺したかどうかを判断することは、みなさんが、日常生活におけるいろいろな情報に基づいて、ある事実があったかなかったかを判断していることと基本的に同じであり、特に法律知識は必要ありません。なお、有罪か無罪かの判断の前提として法律知識が必要な場合は、裁判官から分かりやすく説明されますので、心配ありません。

さらに、検察官や弁護人も、裁判員のみなさんに分かりやすい裁判が行われるよう努力します。

Q7 裁判員になることを辞退することはできますか？

A 広く国民のみなさんに参加してもらう制度ですので、原則として辞退できないことになっています。

ただし、次のような人は、申し出をして、裁判所からそのような事情があると認められれば辞退することができます。

- ① 70歳以上の人
- ② 地方公共団体の議会の議員（ただし会期中に限りです。）
- ③ 学生又は生徒
- ④ 過去5年以内に裁判員、検察審査員等を務めたことのある人
- ⑤ 過去1年以内に裁判員候補者として裁判所に行ったことのある人
- ⑥ 一定のやむを得ない理由があって、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な人

（やむを得ない理由とは、例えば）

- 重い病気・けが
- 同居の親族の介護・養育
- 事業に著しい損害が生じるおそれがあること
- 父母の葬式等

裁判員になるにあたり、保育や介護等のサービスを利用することもできます。利用方法等は、今後裁判員制度の実施にあわせ、周知される予定です。

Q8 裁判員となるために仕事を休むことはできますか？また、仕事を休んだことで会社から解雇されるようなことはありませんか？

A 裁判員となるために必要な休みをとることは法律で認められていますし、裁判員として仕事を休んだことを理由として、会社が解雇などの不利益な取り扱いをすることは法律で禁止されています。

従業員が裁判員として刑事裁判に参加しやすくするため、各企業において、裁判員になる場合に対応した休暇制度を設けるなど、労使の自主的な取組が行われることが期待されます。

